

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-10))

施策目標名	安全な血液製剤を安定的に供給する(施策中目標IV-1-10)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)により、①国は血液製剤の安全性の向上・安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施、②地方公共団体は献血に関する住民の理解、献血受入を円滑にするための措置、③採血事業者は献血受入の推進、安全性の向上・安定供給確保への協力、献血者の保護を行うこととされています。</p> <p>○平成23年度の献血の推進に関する計画(平成23年厚生労働省告示第64号)により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定しています。</p> <p>○平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画(平成23年厚生労働省告示第63号)により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定しています。</p>							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)血液製剤対策費:血液製剤対策に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	274,267	269,463	266,103	226,280	176,498	
		補正予算(b)	—	—	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	—	—	
		合計(a+b+c)	274,267	269,463	266,103	226,280	176,498	
	執行額(千円、d)	266,103	269,463	266,103	226,280			
執行率(%、d/(a+b+c))	97%	100%	100%	100%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	毎年度、献血により確保すべき血液の目標量の90%以上 【単位:万リットル】	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	186	190	200	208	190	186
年度ごとの目標値		176	174	177	181	182		

参考資料の情報	<p>○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和31年法律第160号http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31HO160.html)</p> <p>○血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針 (平成20年厚生労働省告示第326号)http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/4b.html)</p> <p>○平成23年度の献血の推進に関する計画(平成23年厚生労働省告示第64号)</p> <p>○平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画について(平成23年厚生労働省告示第63号)</p>
---------	---

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	血液対策課長 三宅智	報告書作成日	平成23年6月
-------	-------	--------	------------	--------	---------